



**旅行での思わぬアクシデント！
こんなとき国内旅行傷害保険がお役に立ちます。**

**2026年4月1日
以降始期用**

～魅力あふれるセットプラン～

国内旅行中のケガの補償に加えて、手荷物の盗難・破損等、さまざまな危険を補償します。

傷 害
観光中にケガ

賠償責任
展示品を壊した

救済者費用等
ケガがもとで継続して14日以上入院

携行品損害
カメラを落として破損

- 旅行の目的をもってご自宅を出発した時からご自宅に帰宅されるまで補償します。
- 保険会社との連携で保険金支払いもスピーディー
- 入院、通院の日数に対して保険金日額をお支払いいたします。
- ◎保険金額が日額設定とは？…治療代にかかわらず、通院・入院の日数（実日数）に対して契約された保険金日額をお支払い致します。ただし、「入院日数」は180日、「通院日数」は90日を限度とします。
- ※保険金をお支払いする主な場合、お支払いする保険金、保険金をお支払いしない主な場合については、「国内旅行傷害保険のご説明」をご覧ください。
- お手続きは簡単です。
- ◆加入タイプ一覧表

保険期間（ご旅行期間）*1		日帰り	2日(1泊2日)まで	4日(3泊4日)まで	7日(6泊7日)まで	14日(13泊14日)まで	15日～1か月まで
加入タイプ		F1	F2	G4	H3	J1	K1
保 険 金 額 *2	①②死亡・後遺障害保険金額	623.6万円	706.0万円	952.6万円	924.9万円	937.3万円	961.5万円
	③入院保険金日額	4,000円	10,000円	10,500円	9,000円	10,000円	8,500円
	④手術保険金	入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。					
	⑤通院保険金日額	2,500円	6,500円	7,000円	6,000円	6,000円	5,000円
	⑥賠償責任保険金額 免責金額：0円	3,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円
	⑦携行品損害保険金額 免責金額：3,000円	5万円	10万円	50万円	50万円	50万円	25万円
	⑧救済者費用等保険金額	50万円	100万円	300万円	300万円	300万円	300万円
	お払い込みいただく保険料	500円	1,000円	2,000円	2,200円	3,000円	3,500円

- 次のいずれかに該当する場合には、「他の保険契約等」*3と合算して死亡・後遺障害保険金額が1,000万円を超える契約はできません。
 - ・保険の対象となる方の年齢が始期日時時点で満15歳未満の場合
 - ・保険の対象となる方の同意がない場合（ご加入者＝保険の対象となる方の場合を除きます。）
- 前泊・後泊されるお客様につきましては、別途保険契約申込書をご記入のうえご提出いただくことがあります。
- *1 保険期間は実際のご旅行期間となります。たとえば2泊3日のご旅行の場合は、3日間が保険期間となり、「4日（3泊4日）まで」の加入タイプとなります。
- *2 各保険金額・日額には引受けの限度額がございます。死亡・後遺障害保険金額については、保険の対象となる方の年齢・年取等に応じた引受けの限度額があります。
- *3 他の保険契約等については、「国内旅行傷害保険にご加入いただくお客様へ（重要事項説明書）」をご確認ください。

国内旅行傷害保険についてのご案内

①保険料は阪急交通社へお振込みをお願いします。

②ご自宅をご出発された後にツアーを取り消された場合は、国内旅行傷害保険の加入取消は出来ません。（ご自宅出発時点より効力が発生しております。）

③ご参加者が交替された場合は改めて国内旅行傷害保険にご加入いただけます。前加入者から保険契約を譲渡することはできません。また、阪急交通社におきましては、ご出発当日に新規のご加入は出来ませんので、あらかじめご了承ください。

④国内旅行傷害保険の支払い責任は、国内旅行の目的を持ってご自宅を出発してからご自宅に帰宅されるまでとなります。ご出発前及びご帰宅後にご自宅内で怪我をされても対象とはなりません。（国内旅行傷害保険の保険の責任期間（補償期間）は保険期間（保険のご加入期間）の出発日の午前0時から、ご帰宅予定日の午後12時までとなります。）

⑤この保険は、阪急交通社と、東京海上日動との間で締結された阪急交通社が取り扱う旅行に参加するお客様（旅行者）のうち、旅行出発前に加入手続きを行った方を保険の対象とする方とする包括契約です。この保険での契約者は阪急交通社となり、原則として、契約内容変更に関する請求権、解約請求権等は契約者である阪急交通社が有しますが、阪急交通社は、加入者であるお客様から解約、変更請求等の申し出があった場合は必ずこれに応じて必要な対応をいたします。

⑥このご案内は国内旅行傷害保険の概要についてご紹介したものです。ご加入にあたっては必ず「国内旅行傷害保険にご加入いただくお客様へ（重要事項説明書）」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、弊社までお問い合わせください。

- 阪急交通社からご案内する国内旅行傷害保険（任意）は上記のセット保険に限らせていただきます。
- 死亡保険金受取人は法定相続人とさせていただきます。
- 主な保険金支払内容につきましては、「国内旅行傷害保険にご加入いただくお客様へ（重要事項説明書）」をご確認ください。
- 病気は一切対象となりません。
- 団体一括証券の為、皆様方にお渡しする保険証券はございません。ご加入者へはご加入通知書を出発当日添乗員または係員よりお渡し、もしくは出発日までに申込書記載の住所に送付いたします。
- 事故にあわれたときは、30日以内に阪急交通社または東京海上日動まで事故状況をご連絡ください。

<推奨方針について>
弊社は6社の損害保険会社と代理店委託契約がありますが、幹事会社である東京海上日動社の商品を取り扱っております。

国内旅行傷害保険にご加入いただくお客様へ

国内旅行傷害保険のご説明 ケガを被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガの程度が重大となった

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合					
傷	① 死亡保険金	日本国内旅行中にケガをされ、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合（事故によりただちに死亡された場合を含みます。）	死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を控除した残額をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ●ご契約者、保険の対象となる方の故意または重大な過失によるケガ ●保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ（その方が受け取るべき金額部分） ●けんかや自殺行為・犯罪行為によるケガ ●無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用している運転中に生じた事故によるケガ ●脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産、流産によるケガ ●外科的手術その他の医療処置（保険金が支払われるケガを治療*2する場合を除きます。）によるケガ ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ ●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によるケガ*8 ●核燃料物質の有害な特性等による事故によるケガ ●ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動中のケガ（特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、保険金のお支払対象となります。） ●自動車等の乗用具を用いて競技・試運転・競技場でのフリー走行等を行っている間のケガ ●むちうち症、腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの 				
	② 後遺障害保険金	日本国内旅行中にケガをされ、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*1が生じた場合	後遺障害*1の程度に応じ、死亡・後遺障害保険金額に4%～100%の割合を乗じた額をお支払いします。 ※保険期間（保険のご契約期間）を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。					
	③ 入院保険金	日本国内旅行中にケガをされ、その直接の結果として、入院*3された場合	入院保険金日額に入院*3した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。 ※事故の発生の日からその日を含めて180日（支払対象日数）を経過した後の入院*3に対しては、入院保険金はお支払いできません。 ※お支払対象となる「入院*3した日数」は、180日（支払限度日数）を限度とします。 ※入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払原因となるケガをされた場合においても、重複しては入院保険金を支払いません。					
	④ 手術保険金	日本国内旅行中にケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において、その治療*2を直接の目的として手術*4を受けられた場合	入院保険金日額に次の倍率を乗じた額をお支払いします。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>① 入院中に受けた手術*4</td> <td>10倍</td> </tr> <tr> <td>② 上記以外の手術*4</td> <td>5倍</td> </tr> </table> ※1事故に基づくケガに対して上記①②の両方の手術*4を受けた場合には、10倍となります。 ※1事故に基づくケガについて、1回の手術*4に限ります。		① 入院中に受けた手術*4	10倍	② 上記以外の手術*4	5倍
	① 入院中に受けた手術*4	10倍						
② 上記以外の手術*4	5倍							
⑤ 通院保険金	日本国内旅行中にケガをされ、その直接の結果として、通院*6された場合	通院保険金日額に通院*6した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。 ※事故の発生の日からその日を含めて180日（支払対象日数）を経過した後の通院*6に対しては、通院保険金はお支払いできません。 ※お支払対象となる「通院*6した日数」は、90日（支払限度日数）を限度とします。 ※通院*6しない場合であっても、医師等の治療*2により所定の部位にギプス等*7を常時装着した日数についても、「通院*6した日数」に含まれます。 ※入院保険金が支払われるべき期間中の通院*6に対しては、通院保険金を支払いません。 ※通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払原因となるケガをされた場合においても、重複しては通院保険金を支払いません。						
害	⑥ 賠償責任保険金	日本国内旅行中の偶然な事故により他人にケガ等をさせたり、他人の財物（宿泊施設の客室・客室内動産（客室外におけるセイフティボックスおよび客室のキーを含みます。）を含みます。）を壊したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合	損害賠償金の額をお支払いします。 ※1回の事故について、賠償責任保険金額を限度とします。また、東京海上日動の同意を得て支出した訴訟費用、損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、緊急措置に要した費用等もお支払いできることがあります。 ※国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。 ※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合、相手方へ損害賠償請求を行う場合等には、東京海上日動は相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。 ※損害賠償責任の全部または一部を承認するときは、あらかじめ東京海上日動にご相談ください。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。					
	⑦ 携行品損害保険金	日本国内旅行中の偶然な事故により、携行品*12に盗難・破損等の損害が生じた場合 ※有価証券、預貯金証書、定期券、クレジットカード、稿本、設計書、船舶（ヨット・モーターボートおよびボートを含みます。）、自動車（バイクを含みます。）、ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、義歯、動植物、別送品等は含まれません。	（携行品*12 1個、1組または1対について10万円を限度とした）損害額*13をお支払いします。 ※乗車券等または通貨等については合計5万円を限度とします。 ※損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、損害賠償請求権の保全手続費用についても、お支払いできることがあります。 ※携行品損害保険金額が保険期間中のお支払いの限度となります。 ※1回の事故ごとに免責金額（自己負担額）3,000円をご自身で負担していただきます。お支払いする保険金＝損害額*13－免責金額（自己負担額）3,000円 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。					
			<ul style="list-style-type: none"> ●ご契約者、保険の対象となる方または保険金受取人の故意または重大な過失による損害 ●無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用している運転中に生じた事故による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害 ●保険の対象が通常有する性質や性能の欠如、自然の消耗、性質による変質・変色 ●単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害 ●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動による損害*14 ●核燃料物質の有害な特性等による損害 ●携行品*12の置き忘れ、紛失*15 ●差し押え、破壊等の公権力の行使（火災消防・避難処置は保険金のお支払対象となります。） ●ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等を行っている間に生じたその運動用具の損害等 					

場合、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
⑧ 救 援 者 等 金 費 用 保 険	①日本国内旅行中に搭乗している航空機や船舶が行方不明または遭難した場合 ②保険の対象となる方がピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山中に遭難した場合*16 ③日本国内旅行中に急激かつ偶然な外来の事故によって保険の対象となる方の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要などが警察等の公的機関により確認された場合 ④日本国内旅行中にケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡(事故によりたんに死亡された場合を含みます。)または継続して14日以上入院*3された場合	ご契約者、保険の対象となる方または保険の対象となる方の親族*9が負担した下記の費用をお支払いします。 ※救援者費用等保険金額が保険期間中のお支払いの限度となります。 ①捜索救助費用 ②現地への1往復分の交通費(救援者2名分まで) ③宿泊料(1名について14日分を限度とし、救援者2名分まで) ④現地からの移送費用*17 ⑤現地での諸雑費(3万円まで) ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。	●ご契約者、保険の対象となる方の故意または重大な過失による損害 ●保険金受取人の故意または重大な過失による損害(その方が受け取るべき金額部分) ●けんかや自殺行為・犯罪行為による損害 ●無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用している運転中に生じた事故による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害 ●ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動中の事故による損害(特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、保険金のお支払対象となります。*18) ●自動車等の乗用具を用いて競技・試運転・競技場でのフリー走行等を行っている間の事故による損害 等

- *1 治療*2の効果が医学上期待できない状態であって、保険の対象となる方の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
 - *2 保険の対象となる方以外の医師等が必要であると認め、保険の対象となる方以外の医師等が行う治療をいいます。
 - *3 自宅等での治療*2が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師等の管理下において治療*2に専念することをいいます。
 - *4 次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術
 ※傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
 ②先進医療*5に該当する所定の手術
 - *5 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。)
 - *6 病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療*2を受けることをいいます。ただし、治療*2を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
 - *7 ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハロベストをいいます。なお、頸椎固定用シーネ、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーターその他着脱が容易なものを含みません。
 - *8 「戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行為によるケガは保険金のお支払対象となります。
 - *9 6親等以内の血族、配偶者*10または3親等以内の姻族をいいます。
 - *10 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、婚約とは異なります。)
 ①婚姻意思*11を有すること
 ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
 - *11 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。
 - *12 携行品とは、現金・乗船券・宿泊券、衣類、カメラ一式等、保険の対象となる方が所有かつ携行する身の回り品をいいます。
 - *13 損害額は、時価額または修繕費のいずれか低い方とします。
 - *14 「戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行為による損害は保険金のお支払対象となります。
 - *15 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。
 - *16 補償する場合には特別危険担保特約をセットし、別途割増保険料をいただきます。*18
 - *17 帰宅運賃のうち払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額はこの費用の額から差し引きます。
 - *18 特別危険担保特約をセットし、割増保険料をいただいた場合も、捜索救助費用については、ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山の行程中に遭難したことによって支払った費用は保険金のお支払対象となりません。
- 国内旅行傷害保険とは、傷害保険普通保険約款に国内旅行傷害保険特約をセットしたものをいいます。国内旅行傷害保険には、賠償責任危険担保特約、携行品損害担保特約、救援者費用等担保特約等をセットすることができます(保険証券等には国内旅行総合保険と表示される場合があります。)
- ケガとは、急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、日射または熱射によって生ずる熱中症(以下、「熱中症」といいます。)、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。なお、熱中症を除き、急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払対象となりませんのでご注意ください(例えば職業病、テニス肩等)。
- 「日本国内旅行中」とは日本国内において、旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの「旅行行程中」をいいます。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。
- ◆下記文中の弊社とは東京海上日動、取扱代理店とは阪急交通社です。
 - ◆ご案内の保険は、阪急交通社と、東京海上日動との間で締結された阪急交通社が取り扱う旅行に参加するお客様(旅行者)のうち、旅行出発前に加入手続きを行った方を保険の対象となる方とする包括契約です。この保険での契約者は阪急交通社となり、原則として、契約内容変更に関する請求権、解約請求権等は契約者である阪急交通社が有しますが、阪急交通社は、加入者であるお客様から解約、変更請求等の申し出があった場合は必ずこれに応じて必要な対応をいたします。
 - ◆本契約にご加入された皆様には保険契約証は作成されません。ご出発当日お渡し致します「ご加入通知書」をもってご加入の確認とさせていただきますのであらかじめご了承ください。
 - ◆保険料領収証はお振込いただきました際の振込(控)をもってかえさせていただきます。
 - ◆補償の重複について：
 - ・賠償責任危険担保特約等をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*19を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。
 - ・補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください。*20
 - *19 国内旅行傷害保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。
 - *20 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなる場合がありますので、ご注意ください。

この保険のご加入者の皆様にご利用いただけるデイリーサポートサービスの詳細については専用チラシをご確認ください。
 このご説明は、国内旅行傷害保険の概要をご紹介します。ご加入の際は、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は「国内旅行傷害保険ご契約のしおり」によりますが、保険金のお支払条件・加入の手続き、その他ご不明の点がありましたら、取扱代理店または弊社にお問い合わせください。この保険契約は、各引受保険会社による共同保険契約であり、東京海上日動火災保険株式会社からの引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、連帯するごとく単独別個に保険契約上の責任を負います。引受保険会社および引受割合については、阪急交通社のホームページ「https://www.hankyu-travel.com/」をご覧ください。ご不明点がございましたら(株)阪急交通社までお問い合わせください。取扱代理店は保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店との間で有効に成立したご契約につきましては引受保険会社と直接契約されたものとなります。なお、くわしくは「国内旅行傷害保険ご契約のしおり」をご用意しておりますので、必要に応じて、取扱代理店にご請求ください。ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合は、このパンフレットの内容を保険の対象となる方全員にご説明いただきますようお願い申し上げます。

◆お客様各位◆

平素より阪急交通社をご愛顧賜り、誠にありがとうございます。国内旅行傷害保険の加入と契約加入手続書のご記入方法についてご案内させていただきます。ご加入の際は必ず、別添の保険契約の重要事項説明書をよくお読みください。

◇国内旅行傷害保険にご加入される方のみ、ご記入・ご返送をお願いいたします。

国内旅行傷害保険契約加入手続書の記入方法

国内旅行傷害保険契約加入手続書【ご返送用】 <引受幹事保険会社>
東京海上日動火災保険株式会社

※重要事項をご記入頂き、同封の封筒をご利用の上、1枚目【ご返送用】のみご返送ください。加入希望者がいない場合は返送不要です。

株式会社 阪急交通社 御中
普通旅行傷害保険特約およびその他の特約が適用されることを承諾の上、加入を依頼します。また、事故発生の際に保険契約等や保険金等の請求に関する事項について損害保険会社等の間で確認されることに同意します。

●この封筒が「重要事項説明書」を封入し、「個人情報の取扱い」の内容について同意し、「ご契約内容確認事項（意向把握・確認事項）」についても確認の上、本契約の加入の依頼をいたします。

<ご加入の際のご注意>
個人契約または被保険者が5名以下の団体契約かつ「ご加入者」と「被保険者」が異なるケースで、ご契約の死亡・後遺障害保険金額が下記告知事項でご自己預けた他の保険契約等（※）の死亡・後遺障害保険金額と合算して1,000万円を超える場合は、所在地の「被保険者」のご契約内容に対する同意書添付する署名が必要となります。（被保険者の年齢が保険期間開始日より満15歳未満となる場合は、同意書は入力せず1,000万円までとなります。）
（※1）ご加入者と国内旅行傷害保険にご加入別の代表者をいいます。未成年（満18歳未満）の場合は、成人の方がご署名ください。
（※2）被保険者と保険にご加入時に保険の対象となる方をいいます。

◆加入タイプ一覧表

加入タイプ	保険期間（ご旅行期間）					
	日帰り	2日 1泊2日まで	4日 3泊4日まで	7日 6泊7日まで	14日 13泊14日まで	15日以上 1ヶ月未満
①②死亡・後遺障害保険金額	F1 623.6万円	F2 706.0万円	G4 952.6万円	H3 924.9万円	J1 937.3万円	K1 961.5万円
③入院保険金日額	4,000円	10,000円	10,000円	9,000円	10,000円	8,500円
④手術保険金						
⑤通院保険金日額	2,500円	6,500円	7,000円	6,000円	6,000円	5,000円
⑥賠償責任保険金額（賠償金額：0円）	3,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円
⑦旅行品損害保険金額	50万円	50万円	50万円	50万円	50万円	25万円
⑧教養者費用等保険金額	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円
お支払いいただく		2,000円	2,200円	2,200円	3,000円	3,500円

同封のお振込みのご案内を
ご確認の上、記入してください。

出発日 20XX年5月3日 帰着日 20XX年5月5日 旅行日数 3日間
コース番号 123456789 コース名 絶景●●●の旅 ▲日間
お問合わせ番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 ご契約タイプ 上記加入タイプ一覧表記載通り 保険契約者 株式会社阪急交通社
被保険者 旅行者ご氏名に同じ
約款について 約款はWebでの閲覧でよろしいですか？ はい(Web約款) いいえ(冊子希望)

【代表者（ご加入者）】
フリガナ ハンキョウ タロウ 年齢 XX歳 ご記入日 20XX年4月1日記入
旅行者ご氏名(被保険者) 阪急 太郎 様 性別 男 生年月日 西暦 1965年6月XX日
フリガナ オオサカン キタク シバタ 1-1-X 電話番号 自宅 06(6376)XXXX
〒530-8365 携帯 090(1234)XXXX
現住所 大阪市北区芝田1-1-X

ご同伴者のみ加入希望のため、代表者は保険に加入しません。

告知事項 旅行中に従事する職業・職務 被保険者の中で旅行中に従事する職業・職務がある方がいらっしゃいますか。 (はい) 該当する方のお名前と内容は、(例)出張、会議など
他契約の約款等 被保険者の方の中で他の保険契約等(※)にはいっている方がいらっしゃいますか。(同時に申し込む契約を含みます。)内容の詳細が不明な場合は「詳細不明」とご記入ください。 (はい) 該当する方のお名前、会社名、保険種類、保険金額(※)、満期日 ①阪急花子 ②東京海上日動 ③交通傷害 ④詳細不明
保険にご加入される全ての方に確認いただき、「はい」の場合のみ詳細(生命保険は除く)を記入してください。

【ご同伴者】ご同伴者の方で保険の加入をご希望の場合は下記にご記入ください。

ご旅行者(被保険者) 氏名 漢字 阪急 花子 様 性別 女 生年月日 西暦 1967年5月XX日 年齢 XX歳 電話番号 06(6376)XXXX

フリガナ 性別 生年月日 西暦 年齢 歳
18歳未満の場合は成人の方を代表者(ご加入者)としてご署名ください。 出発時時点のご年齢を記入してください。

ご旅行者 氏名 漢字 性別 生年月日 西暦 年 月 日 年齢 歳 電話番号 ()

お住まいが集合住宅の場合は、マンション名、アパート名、何棟、何号室かを必ずご記入ください。また表札が違うお名前は○○様方とご記入ください。

●表札の加入(旅行傷害保険)に付する届出(住所変更)は、必ず「届出」がセットされています。
●保険契約者は、本紙を保険契約申込書として用い、ご加入者からの加入依頼に基づき、加入依頼日を申込日として保険契約を申し込みます。
●本契約解除権や変更請求等は原則として保険契約者があります。保険契約者はご加入者から解約、変更請求の申し出があった場合には必ずこれに同意する必要な対応を行います。
●死亡保険金受取人は原則法定相続人となります。

①阪急交通社・保険会社提出用 A14-86240(4)改定202509 25T-000769 2025年9月作成 様式DI

【お願い】

- 5名様以上ご加入の場合は、追加の加入手続書をお送りしますので、ご旅行を申し込まれた阪急交通社の各窓口へご連絡ください。
- 2枚目【お客様控】はお手許に残し、1枚目【ご返送用】のみ、返信用封筒に入れてご返送ください。
- ご返送後、本書による取消・変更はお受けできません。必ずお電話にて変更手続きを行ってください。
- 保険料は旅行代金と一緒に支払いとなります。【お振込みのご案内】の再発行はご旅行を申し込まれた阪急交通社の各窓口へご連絡ください。

ご不明な点やご相談がございましたら、ご旅行を申し込まれた阪急交通社の各窓口へお問い合わせください。

<取扱代理店> 株式会社阪急交通社
本パンフレットについてのご照会は、ご旅行を申し込まれた阪急交通社の各窓口へお願いいたします。

<引受幹事保険会社> 東京海上日動火災保険株式会社
<担当> 航空宇宙・旅行産業部 旅行営業室
東京都千代田区大手町1-5-1 〒100-8107
大手町ファーストスクエア WEST 9階